

要介護認定基準等に関する省令の位置づけについて

本省令については、以下について定めるものとする。

- ・ 要介護認定等基準時間を定義
- ・ 要介護認定等基準時間に基づく状態、又は相当すると認められる状態として、要介護度を定義
- ・ 介護認定審査会は、判定対象者の要介護度ごとの状態への該当について審査判定
- ・ 要介護認定等基準時間の推計方法

なお、要介護度ごとの状態像の例については、別途、定めることとする。

